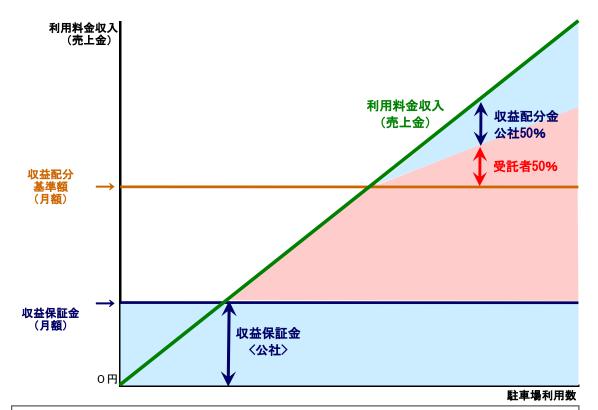
コインパーキング 管理運営業務委託の事業方式について



- (1) 受託者が公社に支払う契約金額は、収益保証金及び収益配分金とする。
- (2) 受託者は、利用料金収入(売上金)の額にかかわらず、収益保証金を公社に支払う。
- (3) 受託者は、月間の利用料金収入 (売上金) に応じた収益配分金を公社に支払う。収益配分金は、月間の利用料金収入 (売上金) が、収益配分基準額を超える金額について、配分率を50%とし、その割合を乗じて得た額とする (10円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。)。